

平成 10 年 4 月 10 日

請求人 村 松 幹 雄

同 (氏名を削除しました)

同 (氏名を削除しました)

同 (氏名を削除しました)

川口市監査委員

同

同

同

中 山 大 蔵

伊 東 清 喜

飯 塚 源 嗣

山 本 晴 造

川口市長措置請求に係る監査の結果について (通知)

地方自治法 (以下「法」という。) 第 242 条第 1 項の規定に基づき、平成 10 年 2 月 10 日付けで提出された標記の請求について、監査を行った結果は次のとおりであり、同
条第 3 項の規定により通知します。

記

1 請求の受理

本請求は、法定要件を具備しているものと認め、平成 10 年 2 月 17 日付で受理した。

2 請求の要旨

川口市は、任意規体である町会に対して市職員を「町会相談員」の名称で各町会に 1 名ずつあたらせ、条例に規定のない手当を支給している事実がある。

地方自治法第 204 条では、給料、手当、旅費について、条例でこれを定めることとなっている。

また、同法の給与等の支給制限の規定で、法律又はこれに基づく条例によらなければこれを支給することができないと明記されている。

このことから、本件は遵法行為であり、この違法行為による支出は財務会計上、違法かつ不当である。

よって、前市長永瀬洋治、現市長岡村幸四郎、及び全ての支出手続き担当者は、本件「条例のない手当を市職員 (町会相談員) に支給している違法行為」の費用 (手当) 平

成 8 年度分、同 9 年度分を全額、市に返還し今後支給しないよう勧告されたい。

3 監査の実施

(1) 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 5 項の規定に基づき、平成 10 年 2 月 24 日 請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

(2) 関係人の事情聴取

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、平成 10 年 3 月 3 日 市長室長、広報広聴課長、広報係長及び広聴係長から事情聴取を行った。

4 監査の結果

(1) 事実確認

川口市では、昭和 44 年 7 月に町会相談員制度を発足させ、現在、課長補佐以上の職員のうち 187 人を町会相談員に委嘱し、その活動に対する謝礼として報償費の支出科目で月額 3,500 円を支出していることが確認された。

その業務内容は ①町会から市に対する要望の聴取及び処理に関すること。②市政に係る事項の町会への連絡に関すること。③町会の運営及び活動への助言に関すること。④その他町会と市との連絡調整に関することとなっている。

町会相談員は、その活動状況について、四半期ごとに活動実態報告書を作成し、担当の総括責任者を經由して広報広聴課へ提出するものとされ、最近の報告書によれば、平成 9 年 4 月から 12 月までの 9 ヶ月間に延べ 117 町会から 187 件の要望等が担当部課に連絡され、そのうち 99 件が解決に至ったほか、要望等に応じた処理なされていた。その他、町会の総会、役員会等へ町会相談員が出席しており、その状況が報告されていた。

(2) 判断

職員の給料、手当、旅費及びその他の給付（以下、給与等という）の額及び給付方法は条例で定めなければならず（地方自治法第 204 条第 3 項、地方公務員法第 24 条第 6 項）、また、法律又はこれに基づく条例に基づかない限り支給することができない（地方自治法第 204 条の 2、地方公務員法第 25 条第 1 項）とされていることは、請求人の主張のとおりである。

しかし、ここにいう「給与その他の給付」とは、勤務の対価を意味するものであるが、本件町会相談員に対して支出している謝礼金（予算科目「報償費」）は、給与等に該当しないものと判断される。

これは、町会相談員の活動が、当該吸員の所掌事務以外の業務であること、その活動が原則として勤務時間外に行われること、また、委嘱期間が長期かつ活動は自主性に委ねられている等、その実態から勘案して、当該職員の身分を離れた個人としての活動であり、この個人としての町会相談員の活動に対する謝礼として支出していたものである

と解されるからである。

また、請求人は、町会相談員である職員に対して管理職手当を支給するほか、休日勤務手当又は夜間勤務手当類似の手当を支出しており、これは、地方自治法第 204 条の規定にない手当を支給するものであり違法であると主張する。

この点についても、既に述べたように、町会相談員に対する金銭給付は、職員としての身分を離れた職務外の活動に対する報償費の支出であり、給料、手当等の勤務の対価としての給付ではないから、地方自治法第 204 条第 2 項に違反するものではない。

更に、請求人は、職員が町会相談員として活動することは、地方公務員法第 35 条に規定する職務専念義務違反であり、従って、これに対する給付は違法であると主張する。地方自治法第 35 条の職務専念義務は、勤務時間中における遵守規定であり、職員が勤務時間外に町会相談員としての活動を行ったとしても、当該規定に抵触するものではない。

時には、町会の方々からの要望等について、それを担当課に連絡するなど町会相談員としての活動が勤務時間中に行われることもあるが、このようなことを想定して、職員を町会相談員に委嘱しているもので、委嘱の中には包括的に職務専念義務の免除の承認の意味も含まれているものと考えられる。

従って、このことをもって、職務専念義務に違反するとは認められず、町会相談員に支出した報償費が違法であるということとはできない。

以上のことから、これまでに支出した報償金は、返還の必要がないと判断する。

しかしながら、町会相談員の制度発足以来約 30 年が経過して、社会状況が大きく変化し、また、昨今の本市の財政状況が極めて厳しいものとなっていることから、行財政改革の一環として、報償金の支出を含めて、制度の見直しを検討するよう市に要望する。